

各務原市安心生活支援事業実施要綱

(令和3年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市地域生活支援拠点等事業実施要綱（令和2年12月1日決裁）第3条第1項第2号に規定する緊急時の受け入れ・対応の機能として行う各務原市地域生活支援事業実施規則（平成18年規則第71号。以下「規則」という。）第2条第2項第3号に規定する安心生活支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する在宅の規則第5条に規定する障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）で、市長が緊急に支援の必要があると認めたものとする。

- (1) 障害者等の介護を行う同居の家族等の急な疾病その他の予測不能な理由により在宅での生活が一時的に困難となった者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定及び要支援認定を受けていない者

(事業)

第3条 事業は、障害福祉サービスの利用等につながるまでの緊急一時的な対応として、次に掲げる支援のうち適当と認めるものを行うものとする。

- (1) 事業所又は施設での受入支援 事業所又は施設において居室を確保し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行う。
- (2) 居宅等への訪問支援 障害者等の居宅等を訪問し、その居宅等において生活を送ることができるようにするための援助を行う。

2 事業の利用日数は、1回につき7日を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、14日まで延長することができる。

3 市長は、事業の実施を円滑に行うため、各務原市相談支援事業実施要綱（平成18年9月29日決裁）第9条第2項に規定するセンター事業者に、同要綱第8条に規定する基幹相談支援センターにおいて関係機関との連絡調整を行う地域生活支援拠点コーディネーターを配置させるものとする。

(事業者)

第4条 市長は、事業を各務原市地域生活支援拠点等事業実施要綱の規定により地域

生活支援拠点等として登録された事業者（以下「事業者」という。）に行わせるものとする。

（利用の登録）

第5条 事業の利用が見込まれる者又はその保護者は、あらかじめ各務原市安心生活支援事業利用登録届（様式第1号）を市長に提出し、事業の利用に係る登録を受けらるものとする。

2 前項の規定による届出は、事業の円滑な利用を促進するためのもので、同項の登録がない者の事業の利用を行うことを妨げるものではない。

（利用の申請）

第6条 事業を利用しようとする者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、各務原市安心生活支援事業利用申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定及び却下）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに事業の利用の必要性を調査し、利用の可否を各務原市安心生活支援事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（費用負担）

第8条 事業を利用する者の当該利用に係る費用の負担は、無料とする。

（事業者への支払）

第9条 市長は、事業者が第2条に規定する対象者に対し事業を実施したときは、当該対象者1人当たり別表に定める額を当該事業者に支払うものとする。

2 事業者は、事業を実施した翌月の10日までに、各務原市安心生活支援事業請求書（様式第4号）に必要な書類を添付して市長に費用の請求をするものとする。

（遵守事項）

第10条 事業の実施に当たっては、障害者等及びその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。

2 事業に携わる者は、職務上知り得た個人情報その他秘密事項を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

支援内容	日額
日中を含む事業所又は施設での受入支援	12,000円
夜間みの事業所又は施設での受入支援	6,000円
居宅等への訪問支援	6,000円

備考 同一の日に同一の者に対し実施する支援は、その回数及び時間にかかわらず、1日として計算する。

様式第1号（第5条関係）

各務原市安心生活支援事業利用登録届

年 月 日

（宛先）各務原市長

（届出者）

住所

氏名

利用者との続柄

電話番号

安心生活支援事業の利用の登録を受けたいので、各務原市安心生活支援事業実施要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

なお、届出に当たり、緊急時の対応を円滑に行うため、登録した情報を、支援を行う事業者提供することについて同意します。

利用者	フリガナ			
	氏名			
	住所	電話番号		
	生年月日	年 月 日	障がい種別	
個別支援シート 作成事業所				
特記事項				

備考 登録に際し、相談支援専門員等と個別支援シートを作成すること。

様式第 2 号（第 6 条関係）

各務原市安心生活支援事業利用申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

（申請者）

住所

氏名

利用者との続柄

電話番号

各務原市安心生活支援事業実施要綱第 6 条の規定により、安心生活支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。

利用者	フリガナ	生年 月日	年 月 日 (歳)
	氏名		
申請理由			
利用予定期間	年 月 日から 年 月 日まで (計 日間)		
特記事項			

様

各務原市長

各務原市安心生活支援事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました各務原市安心生活支援事業の利用について、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

フリガナ	
氏名	
利用予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
支援の内容	<input type="checkbox"/> 日中を含む事業所又は施設での受入支援 <input type="checkbox"/> 夜間のみ事業所又は施設での受入支援 <input type="checkbox"/> 居宅等への訪問支援
支援提供事業所 （施設）	

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第9条関係）

各務原市安心生活支援事業請求書

年 月 日

（宛先）各務原市長

事業者の名称

代表者名

各務原市安心生活支援事業実施要綱第9条第2項の規定により、次のとおり請求します。

金 円也

利用者氏名

利用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

（請求明細）

支援の内容	単価（A）	日数（B）	金額（A）×（B）	備考
日中を含む事業所又は施設での受入支援	12,000円	日	円	
夜間のみ事業所又は施設での受入支援	6,000円	日	円	
居宅等への訪問支援	6,000円	日	円	
合計			円	

（振込先）

金融機関名	口座の種類	フリガナ 口座名義人	口座番号
銀行 金庫 本店 組合 農協 支店	普通・当座		